

平成 30 年 6 月 8 日

各 位

尼 崎 信 用 金 庫
理 事 長 作 田 誠 司

不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ではございますが、弊金庫におきまして元職員による不祥事件が発生いたしました。お客さまをはじめ、関係の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 平成 30 年 5 月 16 日、弊金庫 梅田支店の元職員（男性、41 歳、窓口担当）が、平成 30 年 4 月 9 日から 5 月 8 日において、お客さまからお預かりした税金等の納付金を着服・流用していたことが判明しました。
2. 事故金額 932,400 円 （累計 1,548,503 円）
3. お客さまの被害金については、当該元職員の家族から全額返済されております。
4. 本件は、法令に基づき監督官庁へ報告するとともに、警察にも届出をいたしました。
5. 当該元職員は、平成 30 年 5 月 22 日付で懲戒解雇といたしました。
6. 今回の事件を受け、事務取扱ルールの見直しと一層の厳正化に努めるとともに、コンプライアンスの再徹底に取り組んでまいります。
7. お問い合わせ先

【本件に関するお問合せ】

尼崎信用金庫 お客様相談室 : 06 - 6412 - 5576

受付時間 : 午前 9 時から午後 5 時 00 分まで
(土・日・祝日は除きます)

以 上